



# 美しが丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月18日策定  
平成27年4月10日改訂

## 1 いじめ防止に向けた美しが丘小学校の考え方

### ○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○いじめを防止するための基本的な方向性

あらゆる教育活動を通して、「だれもが、安心して、豊かに」生活できる学校づくりを目指す。

- ・児童一人ひとりが自己有用感を得られるような教育活動の実践 《いじめの未然防止》
- ・いじめは、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであるという認識のもと、学校全体で「いじめを絶対に許さず、いじめられている児童を守り抜く姿勢」を示す。 《いじめの早期発見および適切な対処・措置》

## 2 組織の設置及び組織的な取組

「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### ○組織の構成

管理職、教務主任、児童指導部、児童支援専任教諭、養護教諭がこれを構成し、必要に応じて学校カウンセラー・SSW(スクールソーシャルワーカー)等外部の専門家の参加を求めることとする。

### ○組織の役割

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。

- ・いじめの未然防止に向けての具体的な取組の推進
- ・いじめに関する情報収集と共有化
- ・いじめを発見した際の指導・支援体制、対応方針の決定
- ・いじめ防止基本方針の見直し

### ○年間計画

月		月	
4	年間計画作成 実態把握 第1回発達支援プロジェクト 「校内支援体制について」	9	生活アンケート（2回目）
5	生活アンケート（1回目） 第2回発達支援プロジェクト 「情報交換・児童理解」 療育あおばによるコンサルテーション（1年）	10	第4回発達支援検討会 「情報交換・児童理解」 Y-Pアセスメント（2回目）
6	Y-Pアセスメント（1回目） 第3回発達支援プロジェクト 「支援検討会Ⅰ」 療育あおばによるコンサルテーション（全学年）	11	第5回発達支援プロジェクト 「支援検討会Ⅱ」 全市一斉生活アンケート（3回目） アンケート集約および検討
7	いじめ防止職員研修	12	人権週間の取組（人権教育） 生活アンケート（4回目） 人権教育職員研修
8		1	第6回発達支援プロジェクト
		2	「支援体制の整理と評価・見直し」 次年度の計画
		3	次年度への引き継ぎ準備

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1) いじめ防止の具体的取組

- ・発達支援プロジェクト・・・年間で計画的に開催  
集団の中で配慮や支援の必要な児童についての共通理解を図り、支援検討を行う。
- ・年2回の YP アセスメントをもとに、横浜プログラムを活用して適切な人間関係の確立を図り、あたたかい学級風土づくりを行う。
- ・美小フェスタなどの行事を通して、児童が主体的に活動し、自分らしさを発揮し輝けるような場を設定する。
- ・本校が大事にしてきた「道徳の時間」と人権教育の充実に努め、豊かな心の育成を図る。
- ・「楽しくわかる授業」の実践を目指し、授業改善に努める。また、授業の中で、自他の考えを大切に、学び合いを深めていく学習を推進する。
- ・たてわり活動を通して思いやりの心を育むとともに、自己有用感を高めることができるようにする。

#### (2) いじめの早期発見

- ① いじめを見逃さない教職員集団の育成
  - ・児童指導部会での情報の吸い上げ(児童支援専任教諭を中心として)
  - ・職員会議、発達支援プロジェクト等での全職員による情報共有
  - ・人権感覚を高めるための職員研修の実施
- ② 定期的なアンケート、全市一斉アンケートの実施と聴き取り
- ③ Y-P アセスメントで学級の実態及び個々の子どもの意識調査を行い、学年内、ブロック内で情報を共有し、学級内で「気になる子」への支援検討をきめ細かに行う。
- ④ 児童支援専任教諭の相談窓口としての役割を保護者に周知し、担任だけでなく、いつでも誰にでも相談できる体制をつくる。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを認知したら、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、事実把握と指導の方針を検討する。

関係する職員の役割分担(情報集約・記録・保護者対応・聴き取りなど)を明確にする。

- ・被害児童からの丁寧な聴き取りと心のケア
- ・周辺児童や加害児童からの聴き取り→正確な実態把握および指導
- ・被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ・被害児童及び保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼
- ・状況に応じて、警察や児童相談所等と連携を図りながら対応する。

#### (4) 研修

いじめ防止研修と人権教育研修を行い、いじめについての教職員の感性を高め、人権感覚を養う。

#### (5) 保護者、地域との連携

「まちと共に歩む学校づくり懇話会」で、いじめに関する課題を共有し、学校の考え方について十分に理解を図っていく。

### 4 重大事態への対応について

横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、「重大事態」ととらえられる案件が発生した場合の対応

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を直ちに開催。事実の共有化と今後の対応について検討し、調査の方法や役割分担などを決める。(教育委員会の指導、支援を仰ぐ。)
- ③ 方針にのっとり、調査を行う。(事実確認)
- ④ 調査結果を委員会に報告するとともに、関係職員で共有化。保護者への連絡と指導の順序、役割分担などについて決定。

### 5 その他

必要があると認められる場合は、「学校いじめ防止基本方針」の改定を行い、改めて地域・保護者に公表する。